

大野市子育て世代にやさしい企業認定事業実施要綱

(令和2年3月26日告示第114号)

改正 令和3年3月31日告示第136号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代にとって魅力あるまちづくりを推進し、子育てと仕事の両立及び子育て世代の地域への定着を図るため、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを積極的に行う市内の企業（以下「子育て世代にやさしい企業」という。）を認定すること及びその取組内容を広く周知することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 市内に本社又は事業所があり、市内において事業活動を行い、かつ常時雇用する従業員を有するもの（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (2) 認定 この要綱に定める取組を実施し、子育てと仕事の両立を支援する職場環境づくりを推進する企業として一定の基準に達していると判断した企業に対して行うものをいう。

(認定申請等)

第3条 この要綱による認定を受けようとする者は、各年度毎に定める応募期間中に大野市子育て世代にやさしい企業認定（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）及び大野市子育て世代にやさしい企業認定事業取組事業報告書（様式第2号。以下「事業報告書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の対象の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、市税に未納のある企業及び過去3年以内において重大な法令違反がある企業は、認定の対象とならない。

(認定の決定等)

第5条 市長は、第3条に規定する認定申請書及び事業報告書の提出があったときは、別表に定める大野市子育て世代にやさしい企業認定基準（以下「認定基準」

という。)に基づきその内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定の可否を、大野市子育て世代にやさしい企業認定結果通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、必要に応じて企業に対して聞き取り調査又は現地調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

(認定証の交付等)

第6条 市長は、認定を行った企業(以下「認定企業」という。)に対し、認定証及び認定マークを交付するものとする。

2 認定企業は、認定マークを広告、会社案内等に自由に使用することができる。

3 市長は、市のホームページ及び刊行物への掲載等により、認定企業及び当該認定企業の取組を広く市民に周知するものとする。

(報奨金の支給)

第7条 市長は、認定企業に対し予算の範囲内で報奨金を支給することができるものとする。ただし、報奨金の額は30,000円を上限とし、1企業に対し1回の支給に限るものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定の日から3年経過後の日が属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第9条 認定企業が、認定の有効期間終了後も引き続き認定を受けようとする場合は、認定の有効期間満了の日の3月前までに、認定申請書を市長に提出しなければならない。

(確認等への協力)

第10条 認定企業は、市長がこの事業を実施するために必要な報告を求め、又は確認を行うときは、協力しなければならない。

(認定の辞退)

第11条 認定企業が、その認定を辞退するときは、大野市子育て世代にやさしい企業認定辞退申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定企業が第5条に規定する認定基準を満たさなくなったとき又は認定企業に相応しくない事由が発生したときは、認定を取り消すことができ

る。

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、大野市子育て世代にやさしい企業認定取消通知書（様式第5号）を認定企業に通知するものとする。
- 3 認定企業は、前項の規定により通知を受けた場合は、速やかに認定証及び認定マークを市長に返還しなければならない。
- 4 認定企業は、認定の取消しを受けた日以降は、認定マークを使用してはならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年告示第136号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

大野市子育て世代にやさしい企業認定基準

取組分野	取組事項	配点
(1)従業員に対する仕事と子育ての両立支援を行っていること。	1 法定を上回る就業規則の制定(産前産後休暇・育児休業期間延長、勤務時間短縮など)	1
	2 多子世帯に対する援助の実施(2人目以降出産の場合祝い金、商品割引など)	1
	3 ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発による労働時間の削減	1
	4 男性の育児休業の取得促進	1
	5 産休・育休後の継続就業の実績	1
	6 子育て相談、育児休業中の従業員に対する情報提供	1
	7 育児教室や学校行事などへの参加促進	1
	8 事業所内への保育施設・託児室・授乳コーナーの設置による子育てバリアフリーの促進	1
	9 その他子どものいる従業員に対する子育てしやすい労働条件の整備	1項目につき1点
(2)企業の取組として子どもと子育て世代の支援を行っていること。	1 一般事業主行動計画の策定	1
	2 子育てに配慮したサービスの提供・製品の開発	1
	3 子育て支援に関する研修等の開催	1
	4 出産育児で離職した女性の雇用	1
	5 ひとり親家庭の父母の雇用	1
	6 若者の安定的な雇用	1
	7 子育て世代の雇用促進	1
	8 その他企業が取り組む子育てしやすいまち及び職場環境の整備	1項目につき1点
(3)地域の子育て活動との協働による支援を行っていること。	1 地域における子育て支援活動への労働者の参加	1
	2 青少年健全育成の取組	1
	3 子ども110番の家、子どもSOSの家の指定	1
	4 子どもの職業体験の提供	1
	5 その他特色ある子育て支援の取組	1項目につき1点

2分野以上に取り組み、合計点が5点以上の場合認定対象とする。

様式第1号（第3条関係）

大野市子育て世代にやさしい企業認定（新規・更新）申請書

大野市長様

申請者

企業等の名称

代表者氏名

大野市子育て世代にやさしい企業認定事業実施要綱第3条に基づき、大野市子育て世代にやさしい企業の認定について申請します。

なお、認定に際し、厚生労働省都道府県労働局等の関係機関に認定の審査のため照会を行うこと、並びに法人市民税及び固定資産税の納入状況等、市が有する情報のうち、認定の審査に必要なものについて閲覧することに同意します。

所在地	形体 ●本社・本店等 ●支店等（ ）本社所在地（ ）
業種/主な事業内容	大野市子育て世代にやさしい企業認定事業 実施要綱第4条に該当しない場合 <input checked="" type="checkbox"/> を記入 <input type="checkbox"/>
従業員数（企業全体） 人 （うち男性 人、女性 人）	非正規雇用人数（パート・アルバイト） 人 （うち男性 人、女性 人）
担当者 所属 役職 氏名	電話番号 メールアドレス
その他認定状況 働く人にやさしい企業応援事業 □認定済 _____ □認定済 □申請中 _____ □認定済 □申請中 _____ □認定済 □申請中	既に福井県や国などの認定を取得しているまたは申請中である場合には記入してください。 （例：「ふくい女性活躍推進企業」「プラス1雇用」「えるぼし」「プラチナくるみん」など）

添付書類

- ・大野市子育て世代にやさしい企業認定事業取組事業報告書（様式第2号）
- ・その他様式第2号の取組みが確認できる書類
（例：就業規則、チラシ、一般事業主行動計画の写し など）

取組分野	取組事項	配点	実施の有無(○)	取組事項をご記入ください。
(1)従業員に対する仕事と子育ての両立支援を行っていること。	1 法定を上回る就業規則の制定(産前産後休暇・育児休業期間延長、勤務時間短縮など)	1		
	2 ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発による労働時間の削減	1		
	3 男性の育児休業の取得促進	1		
	4 産休・育休後の継続就業の実績	1		
	5 子育て相談、育児休業中の従業員に対する情報提供	1		
	6 育児教室や学校行事などへの参加促進	1		
	7 事業所内への保育施設・託児室・授乳コーナーの設置による子育てバリアフリーの促進	1		
	8 その他子どものいる従業員に対する子育てしやすい労働条件の整備	1項目につき1点		
(2)企業の取組として子どもと子育て世代の支援を行っていること。	1 一般事業主行動計画の策定	1		
	2 子育てに配慮したサービスの提供・製品の開発	1		
	3 子育て支援に関する研修等の開催	1		
	4 出産育児で離職した女性の雇用	1		
	5 ひとり親家庭の父母の雇用	1		
	6 若者の安定的な雇用	1		
	7 子育て世代の雇用促進	1		
	8 多子世帯に対する援助の実施(2人目以降出産の場合祝い金、商品割引など)	1		
	9 その他企業が取り組む子育てしやすいまち及び職場環境の整備	1項目につき1点		
(3)地域の子育て活動との協働による支援を行っていること。	1 地域における子育て支援活動への労働者の参加	1		
	2 青少年健全育成の取組	1		
	3 子ども110番の家、子どもSOSの家の指定	1		
	4 子どもの職業体験の提供	1		
	5 その他特色ある子育て支援の取組	1項目につき1点		
	合計			2分野以上に該当し合計点が5点以上 のとき認定の対象となります。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

大野市子育て世代にやさしい企業認定結果通知書

様

大野市長

印

年 月 日付け提出のあった大野市子育て世代にやさしい企業の認定申請について、取組内容の審査の結果、（貴企業を「大野市子育て世代にやさしい企業」として認定・不認定）としましたので、通知します。

認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

大野市子育て世代にやさしい企業認定辞退申出書

大 野 市 長 様

届出者

企業等の名称

代表者氏名

大野市子育て世代にやさしい企業の認定を辞退するため、大野市子育て世代にやさしい企業認定事業実施要綱第11条の規定に基づき、認定証を添えて下記のとおり届出します。

記

認定年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日
辞退理由	
担当者 所属 役職 氏名	電話番号 メールアドレス

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

大野市子育て世代にやさしい企業認定取消通知書

様

大野市長

印

年 月 日付け大野市子育て世代にやさしい企業の認定について、下記理由により認定を取り消すこととなりましたので通知します。

取消理由